

## 重　要

自治会の全世帯配布

# あさひが丘自治会だより 12月号

## ◎ 『調整池への排雪利用者』の皆様へ =自治会長

～排雪利用時の『鍵かけ』を忘れずに徹底してください～

### 1 「江別市及び自治会」の「調整池への排雪」に関する方針等の主なポイント

#### (1) 江別市土木事務所の方針骨子

- ① 調整池は、高いフェンスで囲ぎょうし、かつ施錠した市の管理地です。
- ② 調整池への排雪につき、自治会から許可申請が出ても許可できません。
- ③ 調整池の排雪場所内で、事故等が発生しては市としては困ります。
- ④ 市内に 27 カ所の調整池があり、全て、排雪許可はしていません。

#### (2) 自治会常任役員会における協議結果骨子

- ① 一番の問題は、お子さんらによる重大事故が発生した場合であること。
  - ② 自治会への賠償問題に発展する可能性のあるリスクは解消しておくべきである。重大事故の場合、自治会の責任も問われることが予想される。
  - ③ 損害保険等ではなく「利用者責任の原則」としても対応できないであろう。
  - ④ 本年度の冬季は、個別排雪業者の契約は終わっており、最大限事故防止に注意をいただき、「排雪利用は致し方ない」旨の判断とすること。
- 調整池への排雪利用は、「本年度冬季限り」とすること。

### 2 排雪利用時の『鍵かけ実施』の徹底について

排雪利用した場合 「フェンス出入口の施錠の締め忘れが絶対に無いよう」  
利用者相互の「声かけ」を行うなど、徹底をしてください。

## ◎ 冬季間、『調整池へのお子様の侵入禁止』の徹底 =自治会長

～排雪・堆積場所では陥没事故等の危険があり、絶対に中に入らないように、ご指導をお願いします～

- 1 冬季間の調整池内での事故等は、損害賠償責任保険の適用はありません。
- 2 万一の事故等の際、市、自治会として責任は持てません。
- 3 高いフェンスで囲ぎょうされ、かつ通常施錠されている場所であり、仮に一時出入口の開放がなされていても、「冬季間は極めて危険な場所」であることを、お子さんらに周知徹底をお願いします。
- 4 冬季間、調整池内に入っているお子さんらを見かけた場合には、「直ちに、調整池の外に出るよう」注意してください。その場合、自治会長に速報をお願い致します。【会長携帯電話 090-2691-6855】